地域計画変更の流れ（高山市）

変更・協議事項の事例	開催案内（規則第16条第2項）	協議の実施（法第18条）	公表（法第18条）	変更案作成	意見聴取（法第19条第6）	公告（法第19条第7項・8項）

地域農業の将来の在り方に影響が大きい方針変更や全体見直し

定期開催 5年毎

- 地域計画の全体見直し
- 農業の方針変更
- 大幅な区域変更

11月～切

変更申出

協議の場を開催

HP等のほか、関係機関への周知

開催日時・場所をHP等で公表 12月～

～1月上旬

対面協議 市内10か所

主要な担い手・地域農業の将来への影響が大きい変更

随時開催・年度末開催

- 大規模な基盤整備
- 大規模な新規参入
- 大規模転用

変更申出

11月～切

影響が大きい変更

地域の意見（計画・地図変更）を反映

地域計画のブラッシュアップ

- 各改良組合等で話し合い（任意）
- 地域（ブロック）別意見交換会

地域農業の将来の在り方に影響が小さい個別変更や実質的な変更を伴わない変更（農業委員会に上程しない案件）

随時開催・年度末開催

- 耕作者変更、新規編入
- 団体の法人化
- 実質的な変更を伴わない変更

11月～切

変更申出

影響が小さい変更

書面・HP

1月上旬～

一定期間意見を募集

協議の場の開催に代えて 2週間程度の意見募集期間を設ける

協議の場を開催しない

農業委員会に上程する案件

（影響の大きい変更を除く）

随時審議

- 農地の権利の移転や設定による耕作者変更や編入
- 農地転用や・農振除外による除外

変更申出

協議の場を省略

毎月実施

案件ごとに農業委員会で審査

農業委員会に上程する案件は、同時に地域計画変更の妥当性についても審議する

1月下旬 協議結果の公表

1月下旬 変更案の作成

2月下旬 関係者への意見聴取

2月下旬 変更案の公告・縦覧（2週間）

3月下旬 意見の公告・写しの交付